

令和５年度障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業
補助金交付要綱

令和５年４月１日
４福保障施第３０６３号

改正 令和５年６月２７日
５福保障施第８４９号

改正 令和５年１１月６日
５福祉障施第９７５号

(通則)

第１条 東京都（以下「都」という。）は、令和５年度障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金（以下「補助金」という。）について、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第２条 新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い障害者等を支援する施設において、利用者へのＰＣＲ等検査を実施し、感染拡大を防止することにより、利用者が安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えるよう支援する。

(実施主体)

第３条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(定義)

第４条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

- 一 「障害者支援施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第３８条第１項の規定に基づき指定された障害者支援施設をいう。
- 二 「福祉型障害児入所施設」とは、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の９の規定に基づき指定された障害児入所施設のうち、同法第４２条第１号に規定するものをいう。
- 三 「医療型障害児入所施設」とは、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の９の規定に基づき指定された障害児入所施設のうち、同法第４２条第２号に規定するものをいう。
- 四 「都外施設」とは、「民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）」（平成２３年３月３０日付２２福保障居第２６６３号）の別表１に規定する都外独占施設及び都外協定施設並びに「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付

要綱（障害児施設）」（平成16年3月30日付15福障施第1744号）の第2に規定する都外都民施設及び都外協定施設をいう。

（補助対象）

第5条 補助金の交付対象施設及び交付対象経費は、次のとおりとする。

一 補助対象施設

都内に所在する障害者支援施設、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設並びに都外施設（以下「障害者支援施設等」という。）とする。

二 補助対象経費

令和5年12月1日から令和6年3月31日までに発生した障害者支援施設等の利用者に対するPCR等検査費用を対象とする。

（暴力団の排除）

第6条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

（交付額の算定）

第7条 補助金の交付額の算定方法は、別記1のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第8条 申請者は、交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第9条 東京都知事（以下「知事」という。）は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めたときは、第11条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第10条 前条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第8条の規定に準ずるものとする。

2 前項の規定に基づく申請は、変更交付申請書（別記第2号様式）により行うものとする。

（補助条件）

第11条 補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記2の補助条件を付するものとする。

（実績報告書の提出）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助の交付の決定に係る会計年度が終

了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（別記第3号様式）を別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が第9条の交付決定の内容及び第11条の補助条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払及び請求）

第14条 この補助金は、補助事業の完了後に、確定払いにより交付する。

（事業完了後の調査等）

第15条 補助事業者は、補助事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力する必要がある。

（他の補助金等との重複の禁止）

第16条 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等及び他の事業からの補助金の交付を受けてはならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の規定に基づき行われた交付申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の規定に基づき行われた交付申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別記 1 補助金の交付額の算定方法

この補助金の交付額の算定に当たっては、補助対象事業を実施した場合に、別表第 2 欄に定める定員数と別表第 3 欄に定める補助基準額を乗じて得た額と、第 5 条第 2 号に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。ただし、補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表

1 対象施設	2 定員区分（※ 1）	3 補助基準額	4 補助率
障害者支援施設、 福祉型障害児入所施設 及び医療型障害児入所施設	別表第 1 欄の対象 施設の定員数	2 0 千円	1 0 分の 1 0

（※ 1）定員の定義 令和 5 年 1 2 月 1 日時点の入所の定員数とする。

別記2 補助条件

この補助金の交付の条件は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に基づき、次のとおりとする。

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、補助事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（1）又は（2）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- （1）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2）事業の内容を変更しようとするとき。
- （3）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （1）第13条の規定による実績報告書の審査及び、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることができる。
- （2）補助事業者が（1）の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることができる。

5 是正のための措置

- （1）知事は、第15条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることができる。
- （2）第12条の実績報告等の提出は、（1）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

- （1）知事は、補助事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反した

とき。

エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産等について、補助事業者が12の規定に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

(1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(2) 第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 違約加算金及び延滞金

(1) 補助事業者は、6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

10 財産処分の制限

補助事業者は補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

11 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が知事の承認を受けて10の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることができる。

1 2 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

1 3 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

1 4 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

1 5 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（別記第5号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

1 6 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

1 7 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることができる。